

和歌山信愛大学 研究データの保存・開示等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、和歌山信愛大学における研究倫理規程第7条及び第8条に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「研究データ」とは、論文や報告等の研究成果発表を客観的に検証可能なデータ・資料をいい、具体的には次の各号に掲げるものを指す。

- (1) 資料：実験ノート、文書、数値データ、画像等
- (2) 試料：実験試料、標本等
- (3) 装置

(研究データの保存方法)

第3条 研究者は、研究データを、後日の利用・検証に堪えるような適切な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるように、検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（保存期間内に消滅する、実験自体で消費されてしまう又は廃棄等が必要なものなど）、保存に多大なコストが生じるもの（生物系試料など）又は保管スペースの制約などやむをえない事情がある場合には、再現に必要なデータは適切に保存する社会的責任があることに留意し、合理的な説明がつく範囲で廃棄等することも可能とする。また、研究者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げるものではない。

- (1) 資料 成果発表後、10年間とする。
- (2) 試料 成果発表後、5年間とする。
- (3) 研究機器 成果発表後、5年間とする。

2 前項に限らず、法令や契約等で別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(責任)

第5条 研究データの保存・開示は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

(その他)

第6条 個人情報に関するデータなど研究データの中に、法令または学会による規定、倫理規定等に取り扱い及び保存期間が規定されているものがある場合は、その定めにより取扱うものとする。

る。

- 2 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 3 この内規の改廃については、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この内規は、2019年4月1日から実施する。